

第4節 金融危機への対応

足利銀行に係る特別危機管理

1. 足利銀行に係る特別危機管理の開始決定

(1) 足利銀行については、平成15年11月27日、同行に対し、銀行法第24条第1項に基づき、15年3月末を基準日とする検査結果を踏まえた同年9月末時点の財務状況等について報告を求めた。

(注) 検査結果においては、15年3月末の自己資本額は745億円であり、同年3月末時点の検査結果を踏まえた追加償却・引当額等を前提とすれば、貸借対照表上の資産の部が負債の部を233億円下回る見込みであることが示されている。また、同年3月末時点でマイナス19億円の有価証券及び不動産の含み損益を有していたことが示されている(資料10-4-1参照)。

(2) 15年11月29日、足利銀行より、15年9月期決算において1,023億円の債務超過となる旨の報告がなされ、併せて、預金保険法第74条第5項に基づき、「その財産をもって債務を完済することができず、その業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがある」旨の申出がなされた。

(3) 15年11月29日、かかる状況を踏まえ、内閣総理大臣により、預金保険法第102条第1項に基づき、足利銀行について同項第3号に定める措置を講ずる必要がある旨の認定を行うことについて、金融危機対応会議に諮問が行われた。同会議からは、同行について同条第1項に定める措置が講ぜられなければ、同項に規定する「当該金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがある」と認められ、さらに、同行の規模や、栃木県における融資比率が極めて高率であることなどから、現在の金融環境の下、地域において同行が果している金融機能の維持が必要不可欠であることなどを総合的に勘案すれば、「第2号措置によつては第1項の支障を回避することができない」(同条第3項)と認められたことから、同条第1項第3号に定める措置を講ずる必要があると判断する旨の答申がなされた(資料10-4-2参照)。

以上の金融危機対応会議の議を経て、同日、内閣総理大臣により、預金保険法第102条第1項に基づき、足利銀行について同項第3号に定める措置を講ずる必要がある旨の認定が行われた(資料10-4-3参照)。

また、当該認定と同時に、預金保険法第111条第1項に基づき、預金保険機構が足利銀行の株式を取得することの決定(特別危機管理開始決定)を行った。

(4) 15年11月29日、足利銀行に対し、銀行法第26条第1項に基づき、資産劣化防止の観点から、業務改善命令を発出するとともに、業務適正化の観点から、預金者及び取引先等との取引において支障が生じないよう万全を期すこと、善意かつ健全な借り手に対して、円滑な資金供給を図るよう配慮することを

含む、業務改善命令を発出した。

2. 足利銀行の特別危機管理開始決定以降の諸措置

(1) 平成 15 年 12 月 16 日及び 25 日、預金保険法第 114 条第 1 項に基づき、足利銀行の取締役、監査役の指名及び選任が行われ、池田憲人氏を新頭取とする新経営陣が発足した。

(2) 15 年 12 月 17 日、預金保険法第 115 条に基づき、足利銀行に対し、経営に関する計画の作成及び提出を命じたところ、16 年 2 月 6 日、同計画が提出された(資料 10 - 4 - 4 参照)。

さらに、6 月 11 日、16 年 3 月期決算を踏まえ策定された経営に関する計画が提出された。同計画においては、収益計画並びに計画達成に向けた具体的な施策等が示されている(資料 10 - 4 - 5 参照)。

3. その他

特別危機管理開始決定に伴い、足利銀行が業務を行っている地域の経済に対し、不測の悪影響が生じないように、平成 15 年 12 月 2 日、関係省庁等により「足利銀行の特別危機管理開始決定に伴う対応に関する関係省庁等連絡会議」が開催され、総合的かつ機動的な施策の活用について連携を図ることとされた(資料 10 - 4 - 6 参照)。

12 月 12 日、同会議が開催され、関係省庁等が中小企業等への資金供給の円滑化や地域の雇用を守るために講じている施策が取りまとめられ、公表された(資料 10 - 4 - 7 参照)。